

オンワードグループ人権方針

株式会社オンワードホールディングスは、「ヒトと地球(ホシ)に潤いと彩りを」というミッションステートメントのもと、「社員の多様な個性をいかしたお客さま中心の経営」を通じ、地球と共生しながら豊かな生活文化の創造に貢献することをパーパスとしています。

当社は、企業活動に関わるすべての方々の基本的人権が尊重されることが、持続可能な社会の実現に不可欠であると認識しています。「オンワードグループ人権方針」(以下、「本方針」)を定め、人権尊重の責任を果たすことを宣言します。

1. 人権に対する基本的な考え方

株式会社オンワードホールディングスおよびオンワードグループ各社(以下「オンワードグループ」)は、国連「国際人権章典」(世界人権宣言、国際人権規約)、国際労働機関(ILO)「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD「多国籍企業行動指針」、「子どもの権利とビジネス原則」、「女性のエンパワーメント原則」などの、国際的な人権規範を尊重します。

2. 適用範囲

本方針は、オンワードグループのすべての役員・従業員に適用します。

また、オンワードグループ各社の事業・製品・サービスに関係するすべての取引関係者・ビジネスパートナーに対しても、本方針の理解と遵守を働きかけ、協働して人権の尊重に努めます。

3. 人権尊重の責任

オンワードグループは自社の事業活動が直接または間接的に人権に負の影響を及ぼす可能性があることを理解しています。

またオンワードグループは、性別、年齢、国籍、人種、民族、信条、宗教、障がい、性自認、性的指向などを理由とするあらゆる差別・ハラスメントを容認しません。強制労働、児童労働を禁止し、結社の自由と団体交渉権について、法令を遵守するとともに、権利を尊重します。

4. 人権デュー・ディリジェンス

オンワードグループは、人権デュー・ディリジェンスの仕組みを構築し、継続的に実施することで、事業活動やサプライチェーンを通じた人権の負の影響の特定・予防・軽減に努めます。

5. 救済

オンワードグループは、人権に対する負の影響を受けた個人が利用可能な実効的な相談・申し立てが出来る救済システムを整備し、継続的な対話と透明性のある手続きにより救済に取り組みます。

6. 対話・協議

オンワードグループは、本方針の実行にあたり、必要に応じて人権の専門家の知見を取り入れ、事業活動によって影響を受ける可能性のあるステークホルダーと誠実に対話・協議を行います。

7. 教育・研修

本方針がオンワードグループ全体に浸透し適切に実践されるよう、役員・従業員および取引関係者・ビジネスパートナーに対して、人権尊重に関する教育・研修を継続的に実施します。

8. 責任体制

オンワードグループは、本方針の実行に責任を持つ担当役員を明確にし、人権尊重に関する取り組みの進捗・実施状況を監督します。

9. 情報開示

オンワードグループは、人権尊重に関する取り組み、その進捗および結果について、ウェブサイトなどを通じて適宜情報開示します。

2026年5月

株式会社オンワードホールディングス
代表取締役社長 保元 道宣